

知的財産 -Intellectual Property-

Newsletter

〈2018年10月号〉

Contents

1 | 訂正審判請求等を経ていない訂正の再抗弁の主張を認めた事例

知財高裁(3部)平成30年6月19日判決〔光配向用偏光照射装置事件〕



2 | 当初明細書等に開示されている乳化試験機の付属品である攪拌羽根の寸法を請求項に追加する補正が新規事項の追加に当たらないと判断された事例

知財高裁(2部)平成30年8月22日判決〔染毛剤事件〕



3 | 商標法26条1項6号の抗弁について判断した事例

大阪地裁(21部)平成30年8月28日判決〔LED照明器具商標事件〕



4 | ドキュメンタリー映画での報道映像の使用について引用の抗弁が否定された事例

知財高裁(3部)平成30年8月23日判決〔「うりずんの雨」事件〕



5 | 法令違反を指摘する記載が不競法2条1項15号の不正競争に該当するとして損害賠償請求を認めた事例

東京地裁(40部)平成30年8月17日判決〔クリームブリーチ事件〕



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

訂正審判請求等を経ていない訂正の再抗弁の主張を認めた事例

杉野 文香

Ayaka Sugino

PROFILEはこちら

知財高裁(3部)平成30年6月19日判決(平成29年(ネ)第10029号)裁判所ウェブサイト[光配向用偏光光照射装置事件]

→ 裁判例はこちら

本件は、発明の名称を「光配向用偏光光照射装置及び光配向用偏光光照射方法」とする特許(本件特許)につき特許権を有するXが、Yに対し、Yの製造販売するY製品が本件特許に係る各発明の技術的範囲に属するとして、特許法100条1項に基づくY製品の製造販売等の差止め、不法行為に基づく損害賠償等を請求した事案です。Yは、本件特許の請求項1ないし5に係る発明についての特許に関し無効審判を請求しましたが、Xが訂正請求をしたことで、特許庁は、結果的に訂正事項のうち請求項1ないし4に係る訂正を認めました。そこで、Yは、本件原審の口頭弁論終結後に、当該審決の取消しを求めて審決取消訴訟を提起しています。

原審は、Yの無効の抗弁に対してXが主張した訂正の再抗弁に関し、本件訂正によっても無効理由は解消しないとして、請求を棄却しました。

控訴審では、Yが新たな周知技術の組み合わせに基づく無効の抗弁を主張したことから、当該無効理由を解消するために、Xから更なる訂正(再訂正)に基づく訂正の再抗弁(再訂正の再抗弁)の主張がなされ、訂正審決等を経ていない再訂正の再抗弁を主張することが許されるかが争点の一つとなりました。

知財高裁は、シートカッター事件最高裁判決(最二判平成29年7月10日(平28(受)632号)民集71巻6号861頁)([解説記事:ニュースレター2018年7月号古庄弁護士執筆](#))の判示を引用して以下のとおり判断し、Xが再訂正の再抗弁を主張すること自体は許されると判断しました(もっとも、知財高裁は、再訂正によっても無効理由は解消されないとして、結論としては、控訴を棄却しています。)

✓ 特許権者が、事実審の口頭弁論終結時までに訂正の再抗弁を主張しなかったにもかかわらず、その後に訂正審決等が確定したことを理由に事実審の判断を争うことは、訂正の再抗弁を主張しなかったことについてやむを得ないといえるだけの特段の事情がない限り、特許権の侵害に係る紛争の解決を不当に

遅延させるものとして特許法104条の3及び104条の4の各規定の趣旨に照らして許されない。すなわち、特許権侵害訴訟において、特許権者は、原則として、事実審の口頭弁論終結時までに訂正の再抗弁を主張しなければならない(シートカッター事件最高裁判決)。

✓ Yは、控訴審第2回口頭弁論期日において、新たな組み合わせに基づく無効の抗弁を主張し、Xはこれを踏まえて本件再訂正に係る訂正の再抗弁を主張したところ、審決取消訴訟が当裁判所に継続している以上、Xは控訴審の口頭弁論終結時までに本件再訂正に係る訂正審判請求等を行うことは法律上できなかった。

✓ 本件の事実関係及び審理経過からすると、Xが本件再訂正に係る訂正の再抗弁を主張するために、現に本件再訂正に係る訂正審判請求等を行っている必要はない。

シートカッター事件最高裁判決は、①訂正の再抗弁を主張しなかった特許権者が、事実審口頭弁論終結後に訂正審決等が確定したことを理由に事実審の判断を争う事は原則許されないという点、②訂正の再抗弁を主張するために訂正審判請求等を行っていることが必要でない場合があることを明らかにした点に意義がありますが、②につき、訂正審判請求等を行う必要がない場合が具体的に如何なる場合かは明らかではありませんでした。

本判決は、控訴審において初めて新たな組合せに基づく無効の抗弁が主張されており、Xが、無効審判手続において、予め当該無効理由を回避するための更なる訂正ができなかった事案といえます。このように、相手方の行為が原因で訂正審判請求等を経ることができなかった等特許権者に帰責性が認められない場合には、訂正審判請求等を経ていない訂正の再抗弁を主張すること自体も認められる可能性があり、この意味で本判決は実務上参考になると思いますので、紹介させていただきます。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

**当初明細書等に開示されている乳化試験機の付属品である攪拌羽根の寸法を
請求項に追加する補正が新規事項の追加に当たらないと判断された事例**黒田 佑輝
Yuki Kuroda

PROFILEはこちら

知財高裁(2部)平成30年8月22日判決(平成29年(行ケ)第10216号)裁判所ウェブサイト[染毛剤事件]

[→ 裁判例はこちら](#)

本件は拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決に対する審決取消訴訟です。本件の発明は、その名称を「染毛剤、その使用方法及び染毛剤用品」とするものですが、その請求項1を見ると、染毛剤の泡が、特定の「攪拌条件」下で攪拌したときに一定の体積となることを特徴としています。請求項1には、攪拌条件が明記されており、そこには試験機として「日光ケミカルズ(株)製の市販乳化試験機ET-3A型」を用いることが記載されていました。他方で、上記乳化試験機にセットして用いられる攪拌羽根については、「回転中心となる支軸の下端から漢字の「山」の字を構成する形態で対の羽部を延設したものである」といった記載があったものの、攪拌羽根の具体的な寸法は記載されていませんでした。

特許庁が、審査段階において、攪拌羽根の寸法が明らかでなければ、攪拌条件が明確にならず、明確性及び実施可能性要件に違反するとの判断を示していたため、原告である出願人は、出願審査の過程で、「攪拌羽の左右方向の幅は、全幅58mm、支軸直径6mm、支軸と羽との間隔(隙間)16mm、羽の幅10mmである。」との記載を追加しようとしたが、特許庁は、これが新規事項の追加に該当すると判断しました。

裁判所は、当該補正は新規事項の追加に該当しないと判断して、審決を取り消しました。前提として、原告が補正で追加しようとした攪拌羽根の寸法は、上記乳化試験機の付属品である

攪拌羽根の実寸法でした。裁判所は、当初明細書には、攪拌に際して、上記乳化試験機に付属する攪拌羽根を用いることは明記されてなかったことを認めつつ、当初明細書に記載された攪拌羽根に関する描写は付属品の形状と矛盾しないこと、上記乳化試験機が30年以上販売されている試験機であるが、付属品の攪拌羽根の形状、寸法に変更が加えられたことがないこと、当初明細書の記載に適合するような上記乳化試験機用の攪拌羽根であって付属品とは異なる寸法を持つ攪拌羽根が、上記乳化試験機本体から独立して販売されていたと認める証拠はないことといった事実を認定しました。裁判所は、このような事実関係を前提に、当業者が、当初明細書等に接した場合、そこに記載されている攪拌羽が、上記乳化試験機に付属する攪拌羽根を指していると理解することができるものと認められ、請求項1に、上記乳化試験機の付属品の攪拌羽根の実寸法を記載することは、明細書又は図面の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係で新たな技術的事項を導入するものとはいえないため、新規事項の追加に該当しないと判断しました。

本件の射程は決して長いものではありませんが、数値限定発明において数値を特定するための実験条件について補正が認められたケースとして参考となるものと考えられます。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。

商標法26条1項6号の抗弁について判断した事例

重富 貴光
Takamitsu Shigetomi
PROFILEはこちら

大阪地裁(21部)平成30年8月28日判決(平成28年(ワ)第9753号)裁判所ウェブサイト(LED照明器具商標事件)

→ 裁判例はこちら

本件は、原告が、LED照明器具を指定商品とする本件商標1及び2について、商標権に基づき、被告に対して被告標章1及び2の使用の差止め及び損害賠償等を請求した事案です。

本件商標1は「LIGHTING SOLUTION」なる文字に係るもので、被告標章1は「LED」「画像処理用LED照明装置」「LIGHTING SOLUTION」の各文字からなるものです。

本件商標2は6件の商標からなりますが、一例として「LDR」なる文字に係るものです。被告標章2も多くの標章からなりますが、一例として「LDR」なる文字を含むものです。

裁判所は、①被告標章1の使用は本件商標1に係る権利侵害にあたる、②被告標章2の使用は本件商標2に係る権利侵害にはあたらないと判断しました。本事案で争われた論点は多岐にわたりますが、主に商標法26条1項6号の抗弁に関する判示部分をご紹介します。

1 本件商標1-権利侵害成立

(1)商標法26条1項6号の抗弁-抗弁不成立

- ✓ 被告は、被告標章1は、カタログに掲載された商品が照明に関する顧客の課題を解決するものであることを記述したものにすぎず、カタログの題号又は副題として使用されたものであって、被告商品の出所を認識し得る態様により使用されるものではないと主張する。
- ✓ しかしながら、被告標章1のうち「LIGHTING SOLUTION」の部分については、ありふれたものということではできず、一定の創作性が認められるコピー又は惹句であって、「照明に関する顧客の課題を解決する」との観念を生じさせることから、一定の顧客吸引力、品質保持機能を有すると認められるし、

被告標章1の記載の態様や内容から、これがカタログの内容を記述的に説明するにすぎないということもできない。

(2)損害賠償認容額-被告売上高の0.1%

- ✓ 被告標章1の顧客吸引力の程度、被告標章1使用の態様を総合すると、被告標章1が被告の取引に影響した程度はゼロに近いというべきであるが、最低限商標権侵害を免れるために支払うべき許諾料相当額は、算定の基礎となる被告の売上高の0.1%と認めることが相当である。

2 本件商標2-商標法26条1項6号の抗弁成立-権利侵害不成立

- ✓ 原告は、長年にわたり、本件商標2を、自らの商品のシリーズ名及び型式の一部として用い、カタログやウェブサイト、パンフレットではシリーズ名を目立つ位置に表示し、さらにこれに関連付けるように、商品の機能や特長を記載している…これに接する需要者は、本件商標2について、一定の顧客吸引力、出所表示力があるものとして認識する。
- ✓ しかしながら、被告標章2については、被告が現在使用するカタログにおいて、被告標章2はそもそも表示されていないし、カタログを通覧しても、被告は、被告商品のシリーズの日本語表記及び欧文字表記等を記載した上で、これに関連付ける形で当該シリーズの特長や利点を記載しており、被告標章2に相当する記載については、製品の仕様の詳細を示す一覧表における型式名の一部として、あるいは製品の仕様及び価格を列挙した価格表における型式名の一部として表示されるにとどまる。
- ✓ 被告標章2は、極めて多数の型式が存する被告商品の中にあつて、基本となる型式、発光色、寸法等を間違いなく発

次ページへ続く ➡

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

注、納品等し得るようにする型式名の一部として用いられている。

- ✓ 被告標章2は、被告商品の内部でこれを区別するための型式名の一部として用いられており、商品の出所を識別し得る態様では使用されておらず、商標としては使用されていないと認められる。

商標法26条1項6号は、従前のいわゆる商標的不使用の法理について、平成26年商標法改正によって抗弁として法文化したものです。本判決は、被告標章1はカタログに記載されて一定の顧客誘引力、品質保持機能を有するとして抗弁が成立しないと判断しましたが、被告標章2についてはカタログに表示されておらず、被告商品の内部で商品区別するための型式名としての使用にとどまるとして抗弁の成立を認めました。

対応する原告の本件商標2は商標的に使用されていたと認めつつも、被告標章2の使用に着目して判断した点が注目されます。事例判決ではありますが、被告標章の使用が需要者との関係で商品の出所を示すものとして認識されるか否かを認定判断したものとして位置付けられます。

また、本件商標1に関する損害賠償請求については、被告標章1が被告の取引に影響した程度はゼロに近いというべきであるとしつつも、商標法分野における損害不発生抗弁(最判平成9年3月11日(平成6年(オ)第1102号商標権侵害禁止等請求上告事件〔小僧寿し事件〕)の成立は認めず、支払うべき許諾料相当額は被告の売上高の0.1%としており、使用料相当額算定の一事例を追加するものです。

→ [contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ドキュメンタリー映画での報道映像の使用について 引用の抗弁が否定された事例

手代木 啓
Kei Teshirogi

PROFILEはこちら

知財高裁(3部)平成30年8月23日判決(平成30年(ネ)第10023号)裁判所ウェブサイト[「うりずんの雨」事件]

→ 裁判例はこちら

本件は、平成16年に沖縄国際大学に米軍ヘリが墜落した際に墜落現場を撮影した各ニュース映像(本件各映像)の著作権者及び著作権者である放送事業者であるX(被控訴人、原審本訴原告)が、映画製作等を行うY(控訴人、原審本诉被告)が「沖縄 うりずんの雨」と題する本編148分のドキュメンタリー映画(本件映画)を制作し、そこに本件各映像を合計34秒使用したことにより、Xの著作権(上映権、公衆送信権、頒布権)及び著作者人格権(氏名表示権)を侵害したと主張して、①著作権法112条1項に基づく本件映画の上映、公衆送信及び送信可能化並びに本件映画の複製物の頒布の差止め、②同条2項に基づく本件映画を記録した媒体等からの本件各映像の削除、③不法行為に基づく損害賠償、④著作権法115条に基づく謝罪広告の掲載を求めた事案です¹。

本件の争点は多岐にわたりますが、本稿では、著作権法32条1項に基づく引用の抗弁の成否について取り上げます。

Yは、本件各映像の使用は著作権法32条1項の「引用」にあたり著作権侵害とはならないと主張しましたが、結論としては、原審裁判所も控訴審裁判所もYの主張を認めませんでした。

原審(東京地裁平成30年2月21日判決(平成28年(ワ)第37339号)裁判所ウェブサイト)は、『単に『利用することができる』ではなく、『引用して利用することができる。』と規定していることからすれば、著作物の利用行為が『引用』との語義から著しく外れるような態様でされている場合、例えば、利用する側の表現と利用される側の著作物とが渾然一体となって全く区別されず、それぞれ別の者により表現されたことを認識し得ないような場合などには、著作権法32条1項の適用を受け得ないと解さ

れる」とし、また、同項の「公正な慣行」に合致し、「引用の目的上正当な範囲内」で行われたかについては、利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、著作権者に及ぼす影響の有無・程度などを総合考慮すべきと判示しました。その上で、本件における上記各要素を認定しつつ、本件映画においては、本件各映像使用部分にも、エンドクレジットにも著作権者であるXの名称が表示されていないことを重視して、本件各映像の使用を「公正な慣行」に合致するものではないと判断しました。

本判決は、もともと出所を明示することは引用者に課された著作権法上の義務であること(同法48条1項1号)、画面比や画質の相違のみではYの作成部分と本件各映像の利用部分との区別性は弱いこと、ドキュメンタリー映画ではその素材として何が用いられているのが映画の質を左右する重要な要素であることから、本件各映像の出所を明示する必要性が高い反面、本件映画も本件各映像も視覚によって認識可能な映像であって字幕表示等により出所を明示することは十分可能であり、そのことにより本件映画の表現としての価値を特に損なうものとは認められないとして、本件各映像の使用を「公正な慣行」に合致するものではないと判断した原審裁判所の結論を支持しました。

著作権法32条1項の「引用」の要件としては、旧法下における最高裁判決(最高裁第三小法廷昭和55年3月28日(昭和51年(オ)第923号)民集34巻3号244頁[モンタージュ写真事件])により、①引用して利用する側の著作物と引用されて利用される側の著作物とが明瞭に区別して認識できること(明瞭区別性)、及び②引用して利用する側の著作物と引用されて利用される

¹ 当該XからYに対する請求(本訴)に対して、YからXに対し、①XがYによる本件各映像の使用許諾申請を2度も拒絶した上で本訴事件を提起した一連の行為が共同の取引拒絶又は単独の取引拒絶として、独占禁止法に違反し、不法行為を構成するとし、また、②XがYとの交渉内容を秘匿したまま本訴事件を提起した旨を自社の放送波を通じて放送し、マスコミにリリースした行為等が不法行為を構成するとして損害賠償を求めた反訴が提起されています。

次ページへ続く ➡

側の著作物との間に前者が主、後者が従の関係があること(主従関係)の2要件が示され、実務上もこの2要件を中心に「引用」該当性が判断されることが多いですが、近時は、必ずしも、上記最高裁判決が示した2要件の枠組みにとらわれず、著作権法32条1項の文言に即して「公正な慣行」に合致し「引用の目的上正当な範囲内」かどうかという形で判断する裁判例もみられます。本判決は、「適法引用の要件として常に出所明示が必要かどうかという点とはともかくとしても」としつつも、適法引用に当たるか否かの判断において出所の明示の有無を重要な判断要素の一つとしている点で実務上の参考になると思われます。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

法令違反を指摘する記載が不競法2条1項15号の不正競争に 該当するとして損害賠償請求を認めた事例

富田 詩織
Shiori Tomida

PROFILEはこちら

東京地裁(40部)平成30年8月17日判決(平成28年(ワ)第15812号)裁判所ウェブサイト[クリームブリーチ事件]

[→ 裁判例はこちら](#)

本件は、インターネットショッピングサイトを通じて米国人Aの製造する医薬部外品であるクリームブリーチ(「本件医薬部外品」)を日本の消費者に販売していた原告(X)が、日本における同商品の独占的な販売代理店である被告(Y)に対し、Xの出品アカウントが停止され、上記医薬部外品の販売ができなくなったのは、Yが、Xの販売する本件医薬部外品が真正品でなく、その販売が薬事法に違反しているなどの虚偽の事実をYのホームページに掲載して流布したこと等によるものであり、Yの行為は不競法2条1項15号に該当するなどとして、不競法4条等に基づき損害賠償を求めた事例です。

本判決は、本件医薬部外品がAの販売している真正品ではない旨の記載が虚偽であるということではできないとしました。他方、裁判所は、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長に対する調査嘱託の結果、Xが日本国内の消費者に対して本件医薬品等を直接送付することにより販売した行為は、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(「医薬品医療機器法」)2条13項において定義された「製造販売」に該当しないとの回答を得ました。この回答に基づき、本判決は、Xが本件医薬部外品を販売するにあたり当該許可を得る必要はなく、Yによる「厚生労働省の許認可もなく販売を行っているので薬事法違反になります」という記載は虚偽の事実を流布する行為であり、これに接した一般人は、Xが関連法令に違反している業者であるとの印象を受ける

と考えられるため、Xの営業上の信用を害するものであり不競法2条1項15号に該当するとしてしました。

加えて、Yは、Yの故意・過失につき、Yの北海道保健福祉部等の環境部局への照会結果に基づくものであるから、Yは一般的に要求される注意義務を尽くしたものであると主張していました。これに対し、本判決は、Yの提出した報告書に記載されている見解は、業者が外国から日本の消費者に対して直接商品を発送する場合であるからといって、許認可を不要とする個人輸入代行に必ず該当するものではないというものにとどまり、Xによる本件医薬部外品の販売について許認可が必要である旨の確定的な見解が示されたものではないとして、Yが、さらに十分な調査・検討を行うことなく、独自の判断に基づき、本件医薬部外品の販売について厚生労働省の許認可が必要であると断定する記載をホームページに記載したものであり、事業者として通常求められる注意義務を尽くしたものであるということではできないとして、Yの過失を認めました。

本件は、事例判断ではありますが、法令違反が疑われる行為につき、ホームページ上において法令違反を指摘する記載を行うに際しては、その行為自体が法令違反に該当するか否かにつき、十分な調査・検討を行っておらず過失が肯定されると判断しており、模倣品・非真正品対策につき被告の過失が肯定されてしまった例として、ご紹介いたします。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。